

項目名	美短体育施設の市民開放		
大綱要旨	市民サービスの向上のため、短大の体育施設（グラウンド、体育館およびテニスコート）を今後一般市民に対して、短大運営に支障のない範囲で貸し出しする。		
改革内容	条例および要綱を制定し、短大の体育館およびテニスコートを一般市民にも貸し出しできるようにする。		
改革効果	市民にとっては、今まで借りることができなかった施設を借りられるため、市民サービスの向上が図られ、公共施設の効果的な運営が可能となる。		
実施計画	年度	着手・実施	詳細内容
	14年度		
	15年度	着手	地域住民および学内における合意を得るとともに、他の学校施設の現状等を調査し、本学における条例および要綱案を検討する。
	16年度	実施	条例および要綱を制定し、市民に対して周知する。
	17年度		